

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成29年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、70者以上が見込まれる。

本業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という)に基づき実施される業務である。

平成28年12月27日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局 大分河川国道事務所長 久田 成昭

1. 業務概要

(1) 業務名 平成29・30年度大分河川国道事務所用地補償総合技術業務(電子入札対象案件)

(2) 業務目的 本業務は、大分河川国道事務所における道路の整備事業等に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図ることを目的とする業務である。

(3) 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりである。

なお、発注者が受注者にする指示及び承諾行為は受注者の主任担当者に対して行うため、実施する担当技術者又は業務従事者は主任担当者の管理下において作業を行うものである。

1) 概況ヒアリング等

2) 現地踏査等

3) 関係権利者の特定

4) 補償額算定書の照合

5) 補償金明細表の作成

6) 公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成

7) 権利者に対する公共用地交渉

8) 公共用地交渉後の措置

9) 移転履行状況等の確認後の措置

10) その他の業務

その他の業務は、移転に伴う法令上の制限の有無及びその内容について、権利者からの情報提供の求めに対する関係機関への確認及びその情報提供等をいう。

11) 本業務の権利者数は110名を予定している。

(4) 本業務の履行箇所

本業務の履行箇所は、以下のとおりである。

① 一般国道10号高江拡幅（大分県大分市大字駕野地内から大分県大分市大字中判田地内まで）

② 一般国道212号三光本耶馬溪道路（大分県中津市本耶馬溪町落合地内）

(5) 技術提案に関する事項

業務を実施するにあたっては以下の視点からは創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための、各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 本業務における留意点に対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

留意点：本業務を遂行するうえで求められる専門技術力や業務を効率的かつ的確に実施するための留意事項並びに提案について

(6) 成果品について

本業務により提出される成果品は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。

1) 補償金明細表 1式

2) 用地補償総合技術業務協議書 1式

3) 権利者から確認を得た調書の写し又は遺産分割協議書等の写し 1式

4) 権利者へ交付及び説明した損失補償協議書の写し 1式

5) 権利者の署名押印済みの補償契約書の写し 1式

6) 公共用地交渉記録簿 1式

7) 移転履行状況等確認報告書 1式

8) 用地補償総合技術業務日報 1式

9) 権利者毎の公共用地交渉の達成状況引継書 1式

10) その他業務発注担当部署が指示したもの

(7) 履行期間 平成29年4月3日～平成31年3月29日

ただし、履行開始日は落札予定者決定日の翌日から起算して14日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日を含む）以降とするが、平成29年4月1日から履行開始日までの間に開始可能となった場合は受発注者間で協議するものとする。

なお、契約日は、平成29年4月3日までに平成29年度予算が成立した場合は平成29年4月3日とし、平成29年4月4日以降に成立した場合はその成立日とする。

(8) 本業務は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。また、予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術

提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

- (9) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。

2. 入札参加資格

競争参加資格確認申請者は、2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業又は2-2. に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。

・なお、入札に参加しようとする者は、競争参加資格を確認する資料として、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに、様式Aに従い、次に掲げる事項を記載した誓約書を提出すること。

①法第15条において準用する第10条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

②暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号）について九州地方整備局が別に定める手続（別添資料を参照。）により行う警察庁への意見聴取に協力すること。なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者とされることに異存がないこと。また、九州地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、入札に関する条件に違反するものとして入札無効とされることに異存がないこと。

- (2) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。

なお、落札決定の日時点において認定されていない者のした入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札として、当該入札を無効とする。

- (4) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から補償コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (6) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受け

ていること。

なお、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていない企業も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、開札の時に、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていなければならない。

2-2. 設計共同体

2-1. に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年12月27日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から平成29・30年度大分河川国道事務所用地補償総合技術業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取り扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の7の設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取り扱いにおける申請期限の特例については、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いについて」（平成10年3月9日付け建設省厚契発第18号、建設省技調発第63号、建設省営建発第22号）を準用し、平成29年2月21日とする。

なお、構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな設計共同体の結成を行う場合及び残余の構成員が単独により競争参加確認申請書を提出する場合は、平成29年1月27日までは競争参加確認申請書の再提出は認めるものとするが、提出期限以降の競争参加確認申請書の再提出は認めない。

設計共同体の認定可否の取り扱いについては別紙5のとおりである。

2-3. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

（基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く）

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意志、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない）に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社などをいう。以下同じ。）である場合は除く。

①親会社と子会社の関係にある場合

②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社等である場合を除く。

①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

2-4. 競争参加資格確認申請者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

入札に参加しようとする者は、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと(※)。

※「資本的・人的関係がないこと」とは、次の1)又は2)のことをいう。

1) 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。

2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。

(2) 誓約書の提出

上記(1)における中立公平性が確認できる誓約書を競争参加資格時に提出することとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

(3) 業務実施体制に関する要件

1) 競争参加資格確認申請者は、九州地方整備局管内に業務拠点(配置予定主任担当者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。

2) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

3) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

4) 設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(4) 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、平成14年度以降に完了した以下に示す業務(平成28年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(本業務公告時において未完了の業務の業務成績は含まない)の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」(平成20年10月1日付け国土用第43号。以下「運用通知」という。)記1の別紙に定めるいずれかの業務(用地補償技術補助業務、用地補償総合技術業務、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。)

2-5. 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定主任担当者の資格等

業務の履行をつかさどる者として、下記1)、2)、3)、4)及び5)のすべての条件を満たす者1名を主任担当者として置かなければならない。

1) 次のいずれかの資格等を有するもの。

イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者。

ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。

ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。

ニ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

ホ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

2) 配置予定主任担当者が必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定主任担当者は、平成14年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成28年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績には、平成14年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務の実績として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。（但し、照査技術者として従事した業務は除く）

①同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務又は総合補償部門の公共用地交渉業務（用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務を含む。）。

②類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの業務（同種業務を除き、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。）。

3) 直接的雇用関係

配置予定主任担当者は、本業務の履行期間中に、本業務の競争参加資格確認申請者と直接的雇用関係がなければならない。

4) 手持ち業務量

配置予定主任担当者は、平成29年4月3日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履

行期限が平成29年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。)が4億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務量とは主任担当者及び担当技術者(測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、土木関係建設コンサルタント業務における管理技術者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。)となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

平成29年4月3日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く)において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は主任担当者の手持ち業務量が契約金額4億円、件数で10件(平成29年4月3日現在での手持ち業務に、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く)で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあつた場合には契約金額で2億円、件数で5件)を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該主任担当者を、以下の①から③までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。
- ② 当該主任担当者と同等の技術者資格を有する者。
- ③ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者。

- 5) 配置予定主任担当者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

(2) 配置予定担当技術者の資格

担当技術者を設置する場合は、下記1)及び2)に示す条件をすべて満たす者を置かなければならない。

- 1) 次のいずれかの資格等を有するもの。

- イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であつて、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者。
- ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者。
- ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。
- ニ 実施規程第3条に掲げる総合補償部門において実施規定第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。
- ホ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

2) 配置予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

(3) 配置予定業務従事者の資格

配置予定業務従事者については、下記1)及び2)に示す条件をすべて満たす者であること。ただし、業務従事者を複数名配置する場合、うち1名については、下記1)を満たす必要はない。

1) 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者（行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない）。

2) 配置予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

2-6. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

3) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。ただし、④については本業務の予定価格が500万円以上の場合に評価項目とする。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- ① 予定技術者の経験及び能力
- ② 実施方針
- ③ 技術提案
- ④ 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (①に係る評価点) + (技術提案評価点) × (④の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点 = (②に係る評価点) + (③に係る評価点)

- 4) 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①、②、③及び④により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒870-0820 大分県大分市西大道1-1-71

九州地方整備局 大分河川国道事務所 経理課 専門官

電話 097-546-1319

FAX 097-546-4149

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、九州地方整備局のホームページ又は電子入札システムから入手するものとする。なお、インターネットに接続できない場合は、上記(1)でも交付する。

入手方法

1) 電子入札システムにより入手

運用及び操作の詳細については以下のアドレスを参照のこと。

アドレス: <http://www.e-bisc.go.jp/download/>

2) ホームページによる入手

九州地方整備局ホームページの「入札・契約情報」より入手可能。(アドレス <http://www.qsr.mlit.go.jp/>)

3) 交付期間

平成28年12月27日(火)から平成29年2月27日(月)までのうち、閉庁日を除く毎日の9時00分から17時00分までとする。

4) 交付の担当部局

下記①に電話又はFAXにより申し込むこと。ただし、FAXによる場合は着信確認を行うこと。

①申し込み先：上記（１）と同じ。

②受付方法：交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びCD等を同封し、上記（１）へ郵送すること。CD等に複製したものを折り返し郵送する。

（３）競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

平成２８年１月２８日から平成２９年１月２７日（金）１７時００分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）する場合は、平成２９年１月２７日（金）１７時００分までに上記（１）に必着とする。

（４）競争参加資格確認申請書等に関する書類審査の実施

書類審査では申請書類に記載された内容の確認を行う。また、必要に応じ、以下の項目についてヒアリングを実施する場合がある。

① 実施場所：九州地方整備局 大分河川国道事務所 ２階 会議室

② 実施期間：平成２９年１月３１日（火）～平成２９年２月１０日（金）

③ ヒアリング時間：別途通知

④ 出席者：配置予定主任担当者

⑤ ヒアリングにおける質疑応答内容

- ・配置予定主任担当者の経歴について
- ・配置予定主任担当者の業務実績について
- ・実施方針について
- ・技術提案について

⑥ ヒアリング時の追加資料は受領しない。

⑦ 提出される競争参加資格確認申請書等において、競争参加資格が明らかに無いと判断される場合、又は内容が殆ど記載されていない、又は提案内容が判断できない場合はヒアリングは実施しない。

（５）競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は平成２９年２月２０日（月）を予定する。

（６）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

・電子入札システムによる入札の締め切りは、平成２９年２月２７日（月）１７時００分

・紙により持参の場合は、平成２９年２月２７日（月）１７時００分

・開札は、平成２９年２月２８日（火）１０時３０分

〒870-0820 大分県大分市西大道１－１－７１

九州地方整備局 大分河川国道事務所 入札室 にて行う。

５．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したのものについては契約書特約事項として添付する。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(6) 本業務にかかる落札及び契約締結は、平成29年4月3日とするが、当該業務にかかる平成29年度予算成立が4月4日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

なお、本件入札にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札の決定及び契約の締結は平成29年4月3日とする。ただし、当該業務にかかる平成29年度予算成立が4月4日以降となった場合は、予算成立日とする。

また、本業務は、「履行確実性」の審査が完了次第、暴力団排除に関する欠格事由に該当しないこと条件付による落札予定者決定の通知を行う。

(7) 品質確保基準価格

① 予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務においては、品質確保の観点から九州地方整備局が定めた価格（以下「品質確保基準価格」という）により、その価格を下回った場合は、「3(1)落札者を決定するための基準 2)」の「予決令第86条の調査」と同一の調査を行うものである。

② 「3(1)落札者を決定するための基準 2)」に記載されている「予決令第85条に基づく調査基準価格」は「品質確保基準価格」に、「予決令第86条の調査」は「品質確保基準価格調査」に読み替えて適用する。

③ 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。

(8) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(9) 国土交通省が行う警察庁への意見聴取に対する協力について

- ・本業務は、法第2条第7項に規定する民間競争入札の対象であるため、参加者について、競争参加資格として設定されている暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号をいう。）への該当の有無を警察庁へ意見聴取することが必要な業務である。
- ・そのため、入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところに従い、国土交通省（当地方整備局を含む。）が行う警察庁への意見聴取に協力しなければならないものとする。
- ・なお、必要な資料を適時に提出しないなど上記手続に協力しているとは認められない

ときは、入札心得第6条第9号に該当するものとして入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。

- ・また、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。

(10) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成29・30年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書を提出することができる。この場合において、2.2-1.(1)から(2)及び(4)から(7)、2-3.から2-6.までに掲げる事項を満たしているときは、開札日において2.2-1.(3)若しくは2.2-2.に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けたものが競争に参加するためには、開札日において2.2-1.(3)若しくは2.2-2.に掲げる事項を満たしていなければならない。

(11) 詳細は入札説明書による。